

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る施設基準について

- ・ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施している。
- ・ 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されている。
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている。
- ・ 利用者様の同意を得て、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用し、看護師等がご利用者様の診療情報・薬剤情報等を取得及び活用できる体制を有し、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行う。